

別記様式第1号別紙1（第3条関係）

板倉町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 板倉町移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、板倉町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、板倉町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に板倉町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に板倉町以外の市区町村に転出した場合：半額